

ふりかえり会議（中間検証）コーディネーター意見書

- 事業名：住民自治のまちづくり（自治基本条例が定着した伊賀地域のまちづくり）
- コーディネーター氏名（所属）：服部則仁（（特）みえきた市民活動センター）
- ふりかえり会議開催年月日：平成17年11月8日

<事業の背景について>

伊賀地域で、名張市を除く上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山村・大山田村・青山町の6市町村が平成16年11月1日に合併して、伊賀市ができました。この合併協議の過程で、『平成14年から市民の方を中心に、伊賀市独自の自治の実現のための検討が行われ、平成14年に新市将来構想、平成15年に新市建設計画が策定されました。これらの計画に盛り込まれた自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現するため、平成16年6月より伊賀市自治基本条例が検討され、中間報告のタウンミーティングやパブリックコメント等を経て、平成16年12月議会で可決、24日に公布・施行されました。』

この住民自治を担保する「伊賀市自治基本条例」について、『伊賀市自治基本条例は、市政の基本事項について定め、市の最高規範として位置づけられることから、私たちのまちの憲法にあたるものとされていますが、多くの市民は、その中身については「よく分からない」というのが実感のようです。』ということで、市民活動団体が呼びかけて、平成17年の3～6月にかけて、市内6ヶ所で勉強会を開催したところ、のべ60人が参加しました。この勉強会で出た意見を、今後の伊賀市のまちづくりに活かしていくべき趣旨から、平成17年6月3日に市民からの提言書として、市長・市議会議長宛に提出しました。

この「伊賀市自治基本条例に関する市民提案」の内容は、次の7項目でした。（1. 自治基本条例・市民憲章の市民への普及啓発 2. 住民自治の取り組みに対する支援の強化 3. 市職員による条例遵守の徹底 4. 条例内容の具体化と解釈の統一 5. 条例解説書の作成 6. 情報共有のあり方について 7. 議会による条例執行のチェック）。この提案に対する市長からの返事はまだという現状です。

このようななかの中から、平成17年7月、伊賀県民局が取り組んでいる「市民やNPOなどの団体との協働研究事業」^(注1)に、今回の中間ふりかえりの対象である「住民自治のまちづくり（自治基本条例が定着した伊賀地域のまちづくり）」事業が市民活動団体から提案され、採択されて今回の協働事業がスタートしました。

注1＝市民やNPOなどの団体の皆さんから、市民やNPOなどの団体と県民局が協働で解決に取り組むべき地域の課題（「協働テーマ」）についての提案を募集し、提案いただいた市民やNPOなどの団体の皆さんと県・市町村職員が、企画の段階から情報交換し施策形成していく場としての「協働塾」を設け、役割分担を明確にしつつ、

市民の主体性をもった地域づくりに取り組んでいこうとする事業。

＜協働事業提案の目的と効果（抜粋）＞

自治基本条例が定着した伊賀地域のまちづくりを目指すには、出来るだけ多くの市民がこれらの条例を理解し、“しくみ”を活用することがポイントとなり、市民や地域が課題解決を行うには、さまざまなパートナーと協働することが必要となる。さらに両者をコーディネートするネットワークを構築することで、住民自治の確立と「新たな時代の公」への取り組みが促進される。

＜協働事業提案の内容－原文ママ＞

- (1) W. T. A まちづくりセンターが事務局となり、ぶらっと会議（伊賀管内のボランティア・市民活動等の担当者の集まり）の参加メンバーと公募者を募って中心となり、伊賀県民局と伊賀市、名張市行政と市民が、伊賀市自治基本条例と名張市自治基本条例（素案）、名張市市民公益活動促進条例（素案）が生活に密着したものとなるよう、周知や勉強の機会を提供と、解説書の作成を行う。
- (2) 伊賀管内における市民（公益）活動団体などが「新しい時代の公」の担い手となるために、必要なプログラムやカリキュラムの提案を関係所管（伊賀市、名張市、三重県、両市の市民活動支援センターなど）との連携のもとに作成し、提供することとする。

1. 協働の状況について

（協働の妥当性・パートナー選択・資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性の視点から）

今回の中間ふりかえり会議の時点で、この事業の実質的な推進部門を形成しているのは、W. T. A まちづくりセンター、伊賀市企画振興部企画調整課、伊賀市生活環境部市民生活課、同市民活動支援センター、三重県伊賀県民局生活環境森林部生活環境室の5者でのようでした。事務局会議という名称で隨時集まって会議が持たれている状況であり、実質的な意思決定の場もこの集まりのようでした。けれども、「協働委託契約書」「NPOと行政の協働事業における協定書」は、委託事業として金銭のやりとりがある県とNPOとだけが署名しており、伊賀市各課の方々の署名はありませんでした。

この協働事業の目的についてチェックシートの違いをもとに確認したところ、それぞれの力点が「条例の解説集の作成」「条例を広めること」「条例の勉強会」など、微妙な違いがでてきました。このことから協働をスタートさせる時点で、この事業の目的を大きな括りで捉えることでとにかくにも協働のテーブルをつくることを優先させたのだと思いました。違いは違いとして残して、実

際にやっていくことで何らかの新しい展開がでてくることを期待したものと思います。これはこれでひとつの考え方だと思います。けれどもここにひとつ目の問題がありました。

2. 実施事業の状況について

(戦略性(計画性)・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から)

この中間ふりかえりを行った日までに、7月から毎月1回、計4回の協働塾が開催され、伊賀市自治基本条例についてひととおりの勉強会が終了したというタイミングでした。そこではたくさんの意見や質問、疑問が提出され、それらを整理して一覧表にしたところです。一方で、伊賀市自治基本条例で定めている住民自治協議会も、37地区のうち35地区で36の住民自治協議会が設立され、住民自治協議会の直接担当の伊賀市生活環境部市民生活課も、これはどうなっているのかと現場でさまざまな質問や疑問が寄せられている状態です。そして、条例の内容に応える行政の担当課である伊賀市企画振興部企画調整課は、合併に伴う新市総合計画づくりで忙しく伊賀市自治基本条例の具体的な内容まで手がまわらないということでした。その結果として、伊賀市自治基本条例に定められたさまざまな内容を、誰がいつまでにどのように具体化していくのかがはっきりしないまま、時間が過ぎているという現状のようです。

協働塾の進行の経緯や資料がホームページにふんだんに掲載されているので、その中の議事概要での意見交換や意見を整理した表などから、当事者の方たちの困惑している様子がよく伝わってきます。これらを見る限り、確かに伊賀市自治基本条例にもとづく『“しくみ”を活用』して、市民が責任を持った取り組みを市民が進めるというのは、現状では無理があるようです。『“しくみ”』が統一的に具体化されていないからです。また一方で、中間ふりかえりでお話をうかがったかぎりでは、『自治のしくみを担保し、市民が主役となった自治を実現する』という基本法でありながら、その具体化について、市民の関心もそれほど高くないのが現状のようです。協働塾への参加者数もそれほど多いということではないようです。ここに二つ目の問題がありました。

3. 実施体制について

(資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から)

県民局から市民活動団体への委託という形で進んできた協働ですが、何回かの協働塾の開催を経て、いよいよ来年2月までの後半戦の事業の戦略を決めなければならない時期に来ているようです。協働塾の開催を通じてお互いのコミュニケーションが深まるなかで、それぞれの立場や考え方の違いを正面にして、事業の目的・今回の到達目標・戦略・継続性について、突っ込んだ議論を行う時期です。ひとつ目の問題について、それぞれがどれだけ歩み寄れるのかを探る必要があります。その上で、それぞれが新たな戦略を考えて、それにつながるような後半戦の取り組みを再構築していかれるのもよいかと思います。ひとつ目の問題をクリアーしようということですが、確認したか

ぎり、この事業はそういう柔軟性を持った協働でした。

4. 活動領域について (資源配分と責任分担の視点から)

現状の活動領域	目指すべき活動領域
B 1	C

現在の協働塾のこの取り組みは、一見すると市民からの提案に行政が応えて協働のテーブルをつくった市民主導の協働事業のように見えます。けれども注意深くその現状を見てみると、実は行政の都合に県民がのっているように見えてきました。どうしてだろうと考えてみて、条例の定める内容の具体的な姿について、市民の側からの具体的な提案がまだできていないからだと気づきました。現状は「行政はどう具体化するのかというさまざまな投げかけ」に思えてきました。これは行政が取り組むべきことだと市民が言っているようなもので、その活動領域は行政が舞台ということになります。これを市民の自治の課題として考えてみると、「具体的にこうしようという市民の提案をつくり、それをたたき台として、オープンにたくさんの市民の前で、行政も参加して検討して決めよう」となれば、市民の責任が明確になって自治と呼べるのではないかと思えてきました。そういう意味で現状の活動領域はB 1であり、目指すべき活動領域はCであると感じました。

もうひとつ、「市民と行政とが同じテーブルで、伊賀市自治基本条例に定められた内容を具体化するプロセスを、オープンにたくさんの市民の前で検討して決める」という方法もあります。今回の協働塾のこの取り組みは、このやり方を市民が行政に提案したものと理解して中間のふりかえり会議に臨みましたが、残念ながらコンセンサスができる状況を十分にはつくれていないと感じました。けれども、お互いの立場や置かれている状況、考え方の違いなどの理解が深まることや、この先の新しい展開を期待させることなどもまた、協働塾でこのテーマに取り組んだ成果であり、「協働」という視点で見れば、たいへん得ることの多い協働事業だと感じました。

後半に向けての課題としては、問題の二つ目、より多くの市民の関心を高め、参加者を増やしていくことだと思います。この点がクリアされれば今回の協働事業のゴールとその先の展開が見えてくると思います。けれども、これが一番むずかしいことでもあります。地域の新しい自治を具体化するというすばらしい取り組みですので、是非、突っ込んだ話し合いのなかで課題解決の方法を見いだしていただければと期待しています。

ふりかえり会議（中間検証）コーディネーター意見書

- 事業名：住民自治のまちづくり塾
- コーディネーター氏名（所属）：畠中英樹（さかなの目たんけん隊）
- ふりかえり会議開催年月日：平成17年11月8日

1. 協働の状況について

（協働の妥当性・パートナー選択・資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性の視点から）

伊賀市自治基本条例が制定されたものの、住民からは「分かりづらい」「市の統一的な対応が不十分」等のニーズがあり、NPOの提案で伊賀市とともに住民自治のまちづくり塾をスタートしたことは、協働の妥当性があると思います。またパートナー選択については、スタート時点では妥当だと思います。資源配分や責任分担については、行政側の話を聞いてみると、やや受け身的な部分があると感じました。

2. 実施事業の状況について

（戦略性（計画性）・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から）

伊賀市自治基本条例は、先進的な仕組みであり、一人でも多くの住民の人たちに理解実践されることが伊賀市のまちづくりにとってとても大事です。よって今回の協働事業のような具体的な取り組みが大切です。しかし、パートナーの市担当部署の内部的な事情で、この事業が足踏み状態になっている部分もあり、その点は残念だと思います。また当初、事業提案された内容も進める上で柔軟に対応されている部分もあり、この取り組みは終了後も何らかの形で継続されることが、効果をさらに持続させることにつながると思います。なお実施事業の状況は、ホームページで、多くの資料が公開されており評価できます。

3. 事業実施体制について

（資源配分と責任分担・意思決定のしくみと対等性・事業の継続性と柔軟性・情報公開の視点から）

市の様々な部署が参画していますが、お互いに情報共有と合意形成がしっかりとなされており、対等性がほぼ保たれている結果だと思います。また今後、目指す成果目標、帰属について具体的に議論して、考えを共有できれば、さらに協働のスピードが速くなると思います。

4. 活動領域について

（資源配分と責任分担の視点から）

現状の活動領域	目指すべき活動領域
B 2	C

公の活動領域の考え方

Aの領域：行政だけで担っている領域

Bの領域：県民と行政が共に担っている領域

B 1：行政が主となり県民が参加参画協力する領域

B 2：県民と行政がそれぞれ役割分担する領域

B 3：県民が主となり行政が支援している領域

Cの領域：県民だけで担っている領域

